

平成29年度 支給認定及び保育所入所・認定こども園入園申込みのしおり

保育所及び認定こども園などの施設を利用する場合には、
まず認定を受ける必要があります。

1 認定区分について 3つの認定区分

年齢	理由	区分	区分	利用先
3歳以上	教育を希望する場合	1号認定	教育標準時間	幼稚園・ 認定こども園
	保育を必要とする場合	2号認定	保育標準時間（11時間） 保育短時間（8時間）	
3歳未満		3号認定	保育標準時間（11時間） 保育短時間（8時間）	

2 施設について

幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校
保育所	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設
認定こども園	教育と保育を一体的に行う施設。地域の子育て支援も行います。 【幼保連携型】幼稚園と保育所の両方の機能を備えて、一体的な運営を行う施設 【幼稚園型】幼稚園が保育の必要性のある児童のための保育時間を確保するなど、保育的な機能も備えた施設 【保育所型】保育所が保育の必要性のない児童も受け入れるなど、幼稚園的な機能も備えた施設

3 保育の必要量について

利用できる保育時間は、保育の必要性の事由や勤務時間等に基づき、「**保育標準時間（最長 11時間）**」と「**保育短時間（最長 8時間）**」に区分されます。


保育標準時間・・・主に「フルタイム」を想定。月120時間（おおむね週30時間）以上の就労

保育短時間・・・主に「パートタイム」を想定。月48～120時間未満の就労


※フルタイムの就労以外は、短時間認定になります。標準時間の認定が必要な場合には理由が必要になります。

4 利用の流れ

1号認定

- 
- 1 施設に直接利用の申し込みをします
 - 2 施設から入園の内定を受けます
 - 3 施設を通じて利用のための認定申請をします
 - 4 認定証が交付されます

2号認定 3号認定

- 
- 1 町へ「保育の必要性」の認定申請をします。併せて施設への入所の申し込みをします。
 - 2 町から認定証が交付されます。
 - 3 申請者の希望、施設の状況などにより町が利用施設を決定します。
 - 4 町から通知書が交付され、保育料も決定します。
- ※2. 3. 4は同時に行っています。

問い合わせ先 三股町福祉課 児童福祉係 TEL0986-52-9060(直通)

5 入所の申込

1号認定	認定こども園（教育部分）、幼稚園の利用を希望される方は、施設へ直接申し込んでください。申込期間や手続き等は直接施設へお問い合わせください。
2号認定 3号認定	保育所、認定こども園（保育部分）の利用を希望される方は、下記の要領により申し込みください。

(1)入所日

入所日は、原則として毎月1日となります。

(2)5月以降の入所受付

5月以降の入所は、入所を希望する月の前月15日までに申請してください。

(3)入所の受付場所

入所を希望する保育所、認定こども園または三股町役場福祉課

※申し込みの前に、入所を希望する保育所（園）や認定こども園の見学をしてください。希望する保育所、認定こども園に提出していただいても、その園に必ず入所できるものではありません。

(4)入所基準(保育を必要とする要件)

施設に入所できるのは、三股町に居住している家庭の児童で「保育の必要な事由」に該当する場合です。幼児教育や集団生活に慣れさせるため等の理由では入所できません。

なお、具体的な「保育を必要とする要件」については「(5)提出書類」の表を参照してください。

(5)提出書類

①支給認定申請書兼入所(園)申込書・・・※児童1人につき1部提出してください。

個人番号(マイナンバー)の提示が必要です。個人番号カード又は通知カード及び運転免許証等の身分証明書をご持参ください。

②保育を必要とする要件及び入所決定に必要な書類(入所申込とともに提出してください)

入所理由	保育を必要とする具体的要件	提出書類
就労	父母が仕事(内職を含む)をするため、保育が必要な場合 ・事業所等に就労・居宅内での自営または内職等 ・居宅外で自営または農業を営んでいる場合	①就労・(内職)証明書 ②家庭状況証明書 ②家庭状況証明書
妊娠・ 出産	母親が妊娠中または出産後で保育が必要な場合 ・出産月をはさんで産前2ヶ月産後3ヶ月の計6ヶ月以内	②家庭状況証明書 添付資料：母子健康手帳の写し (保護者氏名と出産予定日の記載欄)
疾病等	保護者が病気または心身に障がいがあるため保育が必要な場合 ・保護者に障がい等があるため、就労又は保育ができない場合 ・疾病や負傷により長期間にわたり入院や通院等の治療が必要な場合	②家庭状況証明書 添付資料：診断書、身障者手帳の写し 等
病人の 介護等	長期間にわたり親族を介護・看護している場合 ・長期間にわたり疾病や心身に障がいがある親族を看護するため、児童の保育ができない場合	②家庭状況証明書 添付資料：診断書、身障者手帳の写し 等
求職活動	求職中(仕事を探している)の場合 ・保護者が求職活動を行う場合(3ヶ月以内の期間限定)	②家庭状況証明書

その他	学校等へ就学、火災等の復旧の場合 ・職業訓練校または自動車学校等に就学中の場合 ・火災や地震等により家屋を失ったり破損したため、その復旧のあいだ児童の保育ができない場合	②家庭状況証明書 添付資料：在学証明書・り災証明書等
-----	---	-------------------------------

6 保育料の決め方について（平成29年4月以降分）

保育料は世帯員の収入に応じて決定される町民税額等で計算します。（保育料は、別紙参照）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成27年中の世帯収入に基づく 平成28年度町民税で算定					平成28年中の世帯収入に基づく 平成29年度町民税で算定						

※「保育標準時間」と「保育短時間」で保育料は異なります。

※多子世帯の保育料の軽減（きょうだいで施設を利用する場合）

1号認定の場合、3歳から小学校3年生までの範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。第1子は全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

2, 3号認定の場合、小学校就学前の範囲内で子どもが2人以上入所（園）している場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。第1子は全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

ただし、平成28年4月から下記の世帯について、軽減措置が実施されました。

①ひとり親、在宅障がい世帯等への軽減措置

町民税所得割額が77,101円未満のひとり親世帯、在宅障がい者世帯等は、第1子の保育料の額が現行の半額以下になり、第2子以降の保育料は無料となります。

②多子世帯への軽減措置

町民税所得割額が教育認定子ども（1号認定）については77,101円未満、保育認定子ども（2号・3号）については57,700円未満の世帯に限り、多子計算の年齢制限が撤廃され、保護者と生計を一にする子どもであれば、年齢にかかわらず多子計算の対象となります。年齢の高い順から第1子、第2子、第3子以降となり、利用者負担額は第1子全額、第2子半額、第3子以降は無料となります。「生計を一にする」とは、必ずしも同居を要件とするものではなく、例えば、修学、療養等の都合上別居している場合であっても、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には、「生計を一にする」ものとしします。また、実子や養子である場合のほか、両親を亡くした子どもを祖父母やおじ、おばが保護者として監護しており、成年に達した場合なども該当します。

次のページに続く。

7 保育料の決定に必要な書類

平成28年1月1日以前から三股町にお住まいで、町民税の申告を行っている世帯	原則必要な書類はありません。
平成28年1月2日以降に三股町に転入された世帯	平成28年度所得課税証明書（※平成28年1月1日現在で住民票のあった市区町村役場で発行します）
平成27年中の収入の申告がお済みでない世帯	速やかに申告を行ってください。町民税が確定するまでは、最高額の保育料となります。

※ 各証明書類は、第一希望の施設名を記入のうえ、父母共に提出してください。

※ 同居の祖父母等がいる場合は、その方々の所得等の書類も必要となる場合があります。

※ 在宅障がい世帯の方は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当受給者証または国民年金の障害基礎年金の受給者証の写しを提出してください。

※ 上のお子さんが幼稚園（ただし3歳になった月から適用）、特別支援学校幼稚部（さくら聴覚支援学校）、児童発達支援（都北学園、ひかり園）等を利用されている場合、在園証明書を提出してください。

※ 提出いただいた書類については、認定及び入所以外の目的に使用することはありません。

8 保育料の支払先

施設	支払先	支払方法	納付期限
保育所（園）	三股町	納付書又は口座振替になります。 ※口座振替依頼書は金融機関へ提出してください。	毎月月末
認定こども園	認定こども園	施設へ直接支払います。支払方法や納付期限は施設が決定します。	

問い合わせ先 三股町福祉課 児童福祉係 TEL0986-52-9060(直通)